

# 子ども・子育て支援新制度について

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」という法律が成立しました。これにより、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートしました。

## 教育・保育給付認定について

保育所や認定こども園等を利用するためには、下記のとおり3つの区分による教育・保育を受けるための認定を受けることが必要になります。

認定のためには「教育・保育給付認定申請書」を提出していただき、その申請内容をもとに、市が児童の年齢、保護者の就労等に応じて認定を行います。

### 【3つの認定区分と利用できる施設】

認定区分	年齢	保育の必要性	利用時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	問わない	教育標準時間	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間	保育所 認定こども園(保育部分)
3号認定	満3歳未満	あり	保育短時間	保育所・認定こども園(保育部分) 地域型保育事業

◆保育の必要性については、保護者の状況が「保育を必要とする事由」(P2「保育の必要性の認定」参照)に当てはまる場合に「あり」となります。

◆保育を必要とする事由に応じて、保育標準時間認定か、保育短時間認定となります。(P2参照)

◆保育を必要とする事由に当てはまる場合であっても、1号認定を選択することが可能です。

この場合、別途申請することにより、教育時間前後の預かり保育料が軽減されます。(P8参照)

## 保育の必要性の認定について

2号認定または3号認定（保育が必要な認定）を受けるためには、次のいずれかの事由により家庭で保育ができないことが条件として必要です。

- ①就労（月 64 時間以上の労働を常態とすること。フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業などの居宅内の労働など、基本的に全ての就労を含む）
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧にあっている場合
- ⑥求職活動
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、すでに保育を利用中の子どもの継続利用が必要と認められる場合
- ⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合

○同居の親族の方がお子さんを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

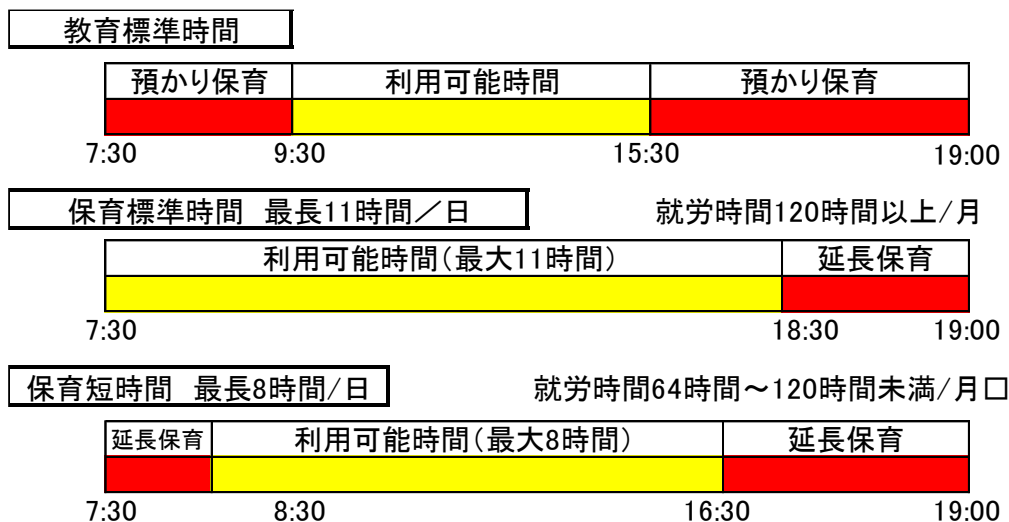
○申込み後（入所後）に退職・休業等で上記の要件がなくなった場合や、市外に転出した場合は申込み取下げ（退所）となります。

○**育児休業期間中の新規利用はできません。**

### 【保育の必要量について】

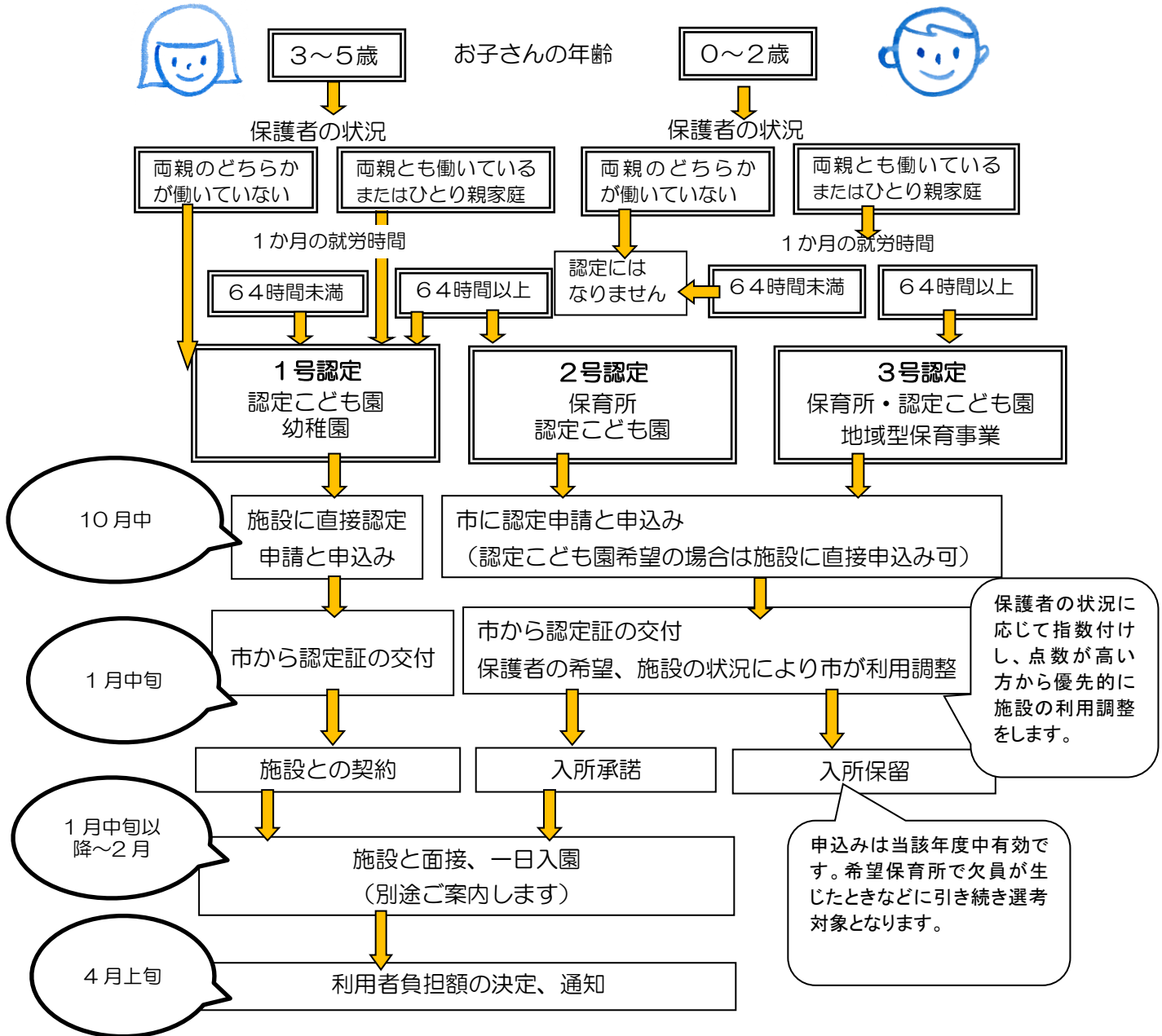
- ◆ ①就労の場合で「月 64 時間以上 120 時間未満」の勤務の場合と、⑥、⑨の場合は保育短時間に認定されます。そのほかは保育標準時間に認定されます。
- ◆ 保育標準時間で認定を受けた場合でも、祖父母の協力が得られるなど、ご希望の場合は保育短時間で利用が可能です。その場合は、子育て推進課までご連絡ください。

【利用時間の例】 ※利用可能時間は施設によって異なります。

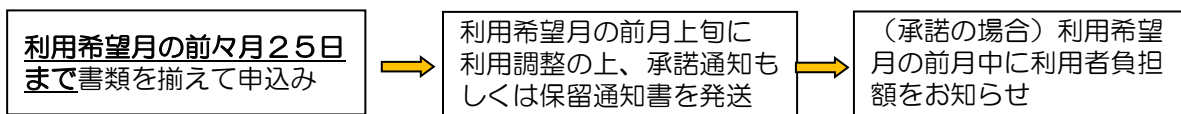


## 利用申込みから決定までの流れ(4月1日入所の場合)

利用については、例年入所定数を上回る多数の方から申込みをいただいているため、保育所等利用調整基準表（P9 参照）に基づき、保育の必要性の高い順に決定します。（申込み受付順ではありません。）



### 【年度途中の申込みの場合】



## 必要な書類について

### 【保育の必要性を確認する書類】

「申請書兼申込書」に以下の書類を添付してください。

保育を必要とする事由	内容	証明書類
就労	月64時間以上（1日4時間以上、かつ月16日以上）の実労働をしていることが最低条件です。 ※無給での自営等手伝いや出荷物のない農業は <u>利用不可</u> です。	【会社勤めの方】 <b>就労証明書</b> ・・・市所定の用紙に勤務先で証明を受けてください。 【自営業・農業の方】 <b>民生委員からの証明書</b> ・・・市所定の用紙に記入のうえ、お住まいの地区の民生委員から証明を受けてください。
妊娠、出産	産前産後5ヵ月程度	<b>母子手帳の写し</b> （出産予定日が確認できるページ）
保護者の疾病、障がい	疾病による入院・通院または障がいで児童の保育が困難な場合	【疾病】・・・市所定の「 <b>申立書</b> 」（入所決定時には <b>医師の診断書</b> が必要です） 【障がい】・・・ <b>障がい者手帳・療育手帳等の写し</b> （氏名と障がい程度が分かるページ）
同居又は長期入院等している親族の介護・看護	介護保険の認定結果等により、常に介護が必要とされる者の介護をしている場合	・被介護者の障がい者手帳や診断書の写し、介護保険被保険者証など ・ <b>介護のスケジュールが分かるもの</b>
災害復旧の場合	震災、風水害、火災その他の災害の復旧の間、保育できない場合	<b>り災証明等</b>
求職中の場合	※入所承諾期間は3ヵ月となりますので、3ヵ月以内に就労証明書を提出してください。	・ <b>ハローワーク受付票の写し</b> ・学校の臨時講師等で、ハローワークを利用しない方は「 <b>求職活動申告書</b> 」
就学中の場合	職業訓練校等における職業訓練を含みます。	<b>在学証明書または学生証、受講決定通知書等の写し</b> （時間割等スケジュールが分かるものも添付してください。）
その他、児童を保育できない特別な理由がある場合		<b>民生委員からの証明書</b>

◆市所定の様式は、市HPからダウンロードするか、市子育て推進課窓口でお受け取り下さい。

長井市 HP : <https://www.city.nagai.yamagata.jp/soshiki/kosodatesuishin/2/1/1/2081.html>

※長井市 HP 内で「保育施設等利用」で検索すると、該当ページに簡単にアクセスできます。

注意！！

申込み後に保護者の勤務先に変更があった場合はすみやかに子育て推進課へご連絡ください。

提出済の書類と実態が異なることが判明した場合、虚偽申告として申込み(利用)取消とする場合があります。また、保護者の婚姻、離婚、転居等により家庭状況が変わった場合もすみやかにご連絡ください。

### 【マイナンバー（個人番号）確認書類】

保育所等の申請にあたっては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第14条に基づき、個人番号の提出が必要です。提出を受けた個人番号は、子ども・子育て支援法による施設型給付費・地域型給付費等に係る支給に関する事務に使用するものであり、保育所等の申請・届出に係る事務の処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。

個人番号確認のため、以下の書類の提出・提示が必要です。

必要書類等	内容
マイナンバー記入用紙 【提出】	入所申込児童1名につき1枚 ※申請書兼申込書への個人番号の記載は不要です。
個人番号確認書類 【提示または写しの提出】	以下の1点 ・個人番号カード（顔写真入り） ・個人番号の通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し または住民票記載事項証明書
身元確認書類 【提示または写しの提出】	顔写真付きの証明書1点 ・個人番号カード（顔写真入り）、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳等 顔写真付きの証明書をお持ちでない場合、以下の証明書など2点 ・健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証等

○施設経由で提出する場合は、「写し」をご提出ください。

○保育施設等利用申込み又は教育・保育給付認定手続きのため、マイナンバー記入用紙を提出したことがある場合は、再度の提出は不要です。

**確認：保育所等利用申込みに係る必要書類はそろいましたか？**

- 施設型給付費・地域型給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用（調整）申込書
- 保育の必要性を確認する書類（2・3号認定希望のみ）
- マイナンバー（個人番号）記入用紙
- 保育所等利用申込確認票・同意書

# 令和6年度利用者負担額(保育料)について

## 1 保育料の決定について

**4月1日現在の年齢が3歳（1号認定児童は満3歳）から5歳の児童の保育料は無料です。**

保育料は、父と母の市町村民税所得割額の合算額、年齢、保育の利用時間に基づき決定します。

具体的な保育料の額については、「利用者負担額（保育料）早見表」をご覧ください（掲載の基準額表は令和5年度現在のものですので、制度改正等に伴い金額が変更となる場合があります）。

4月から8月分までは令和5年度市町村民税額、9月以降分は令和6年度市町村民税額を基に算定します。9月分以降の保育料は、9月に決定、通知します。

### 【留意事項】

○市町村民税における住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等の税額控除は、保育料算定の控除対象にはなりません。

○年度中にお子さんが3歳となった場合でも、年度末までは3歳未満児の保育料となります。

○保育料は、基本的には父母の市町村民税額の合計に応じて決定します。

ただし、父母の収入額が一定額に満たない場合は、祖父母等の所得も保育料の算定対象とします。  
（世帯分離をしても住所が同じ、若しくは敷地内別居である場合、同居とみなします。）

○未申告や書類未提出の場合、保育料の算定基礎となる税額の確認ができないため、保育料を最高額で決定する場合があります。

○父母が、単身赴任または転入等の理由により、1月1日現在の住所地が指定都市で、市町村民税の税率が8%の場合、指定都市以外の税率（6%）とみなしたうえで市町村民税を計算し、保育料を算定します。

## 2 保育料の変更について

次のような場合は保育料が変更となる場合がありますので、市子育て推進課に届け出てください。いずれの場合も年度内での変更となります。

- ・保護者のみなさまの家庭状況（世帯構成）に変更があった場合（婚姻、離婚等）
- ・修正申告等による税額の変更

## 3 山形県保育料無償化に向けた段階的負担軽減について

令和3年9月から開始された山形県保育料無償化に向けた段階的負担軽減交付金を活用し、C1階層からC4階層については、国が定める利用者負担額の2分の1相当額分を軽減しています。

市階層区分			保育料		県交付金活用後保育料	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
C1	48,600円未満	ひとり親等世帯	6,500	6,350	2,000	1,850
		ひとり親等世帯以外の世帯	15,000	14,700	5,000	4,800
C2	57,700円～ 61,000円未満	ひとり親等世帯	9,000	9,000	4,500	4,500
		ひとり親等世帯以外の世帯	20,000	19,600	5,000	4,800
C3	61,000円～ 73,000円未満	ひとり親等世帯	9,000	9,000	4,500	4,500
		ひとり親等世帯以外の世帯	22,000	21,600	7,000	6,800
C4	73,000円～ 77,101円未満	ひとり親等世帯	9,000	9,000	4,500	4,500
		73,000円～97,000円未満	24,000	23,500	9,000	8,700

#### 4 多子世帯の保育料軽減について

保育所、認定こども園等をきょうだいで利用する場合、小学校就学前までの範囲内のきょうだいで最年長の子どもから順に2人目半額、3人目以降無料となります。

○世帯の市町村民税額所得割合算額が57,700円未満である場合、上の子の年齢にかかわらず、2人目半額、3人目以降無料となります。

○ひとり親等世帯については、世帯の市町村民税額所得割合算額が77,101円未満である場合、上の子の年齢にかかわらず、2人目以降無料となります。

○利用希望児童の兄・姉が、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用（予定）している場合、それぞれの施設から発行される令和6年4月1日付の在園証明書等をご提出ください。

#### 5 その他

保育料は、保育所等で保育を行うために必要な経費の一部となるものです。保育料の納入については、期限までに必ず納付くださいますようお願いとご協力をお願いいたします。

**保育認定を受けた子どもの利用者負担額(保育料)早見表 (0～2歳児)**

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)		
階層区分	定義	年齢	3歳未満児		
		保育の必要量	上段：保育標準時間 下段：保育短時間		
		きょうだい	第1子	第2子	第3子
A	生活保護世帯等		0 0	0 0	0 0
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯で次の区分に該当する世帯	ひとり親等世帯	0 0	0 0	0 0
		ひとり親等世帯以外の世帯	0 0	0 0	0 0
C1	48,600円未満	ひとり親等世帯	2,000 1,850	0 0	0 0
		ひとり親等世帯以外の世帯	5,000 4,800	2,500 2,400	0 0
C2	48,600円～57,700円未満 <b>※1</b>	ひとり親等世帯	4,500 4,500	0 0	0 0
		ひとり親等世帯以外の世帯	5,000 4,800	2,500 2,400	0 0
		ひとり親等世帯	4,500 4,500	0 0	0 0
		ひとり親等世帯以外の世帯	5,000 4,800	2,500 2,400	0 0
C3	61,000円～73,000円未満	ひとり親等世帯	4,500 4,500	0 0	0 0
		ひとり親等世帯以外の世帯	7,000 6,800	3,500 3,400	0 0
C4	73,000円～77,101円未満 <b>※2</b>	ひとり親等世帯	4,500 4,500	0 0	0 0
			9,000 8,700	4,500 4,350	0 0
C5	97,000円～115,000円未満		30,000 29,400	15,000 14,700	0 0
C6	115,000円～145,000円未満		35,000 34,400	17,500 17,200	0 0
C7	145,000円～169,000円未満		39,000 38,300	19,500 19,150	0 0
C8	169,000円～201,000円未満		41,000 40,300	20,500 20,150	0 0
C9	201,000円～301,000円未満		44,000 43,200	22,000 21,600	0 0
C10	301,000円以上		47,000 46,200	23,500 23,100	0 0

○ひとり親等世帯とは、次の世帯を指します。

①母子・父子家庭の場合

②家族の中で次に該当する方がいる場合

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳の交付を受けた方

・特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金等の受給者

○年度途中にお子さんが3歳となった場合でも、保育認定の場合、年度末までは3歳未満児の保育料です。

○利用者負担額(保育料)軽減について

小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、2人目半額、3人目以降無料となります。

※1 世帯の市町村民税所得割合算額が57,700円未満である場合、1人目の年齢にかかわらず、2人目半額、3人目以降無料となります。

※2 ひとり親等世帯については、世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合、1人目の年齢にかかわらず、2人目以降無料となります。



## 副食費について

1号認定児童（満3歳～5歳児） 2号認定児童（3歳児～5歳児）	主食費及び副食費は実費徴収です。 ただし、主食費はご飯持参等で負担いただく場合があります。
3号認定児童（0歳児～2歳児）	主食費及び副食費が保育料に含まれています。

### 1 副食費の納付方法について

副食費は各施設で設定しています。

お支払いについても、各施設の定める方法で、各施設にお支払いください。

### 2 副食費の免除について

副食費の免除対象者は次のとおりです。

#### ◆年収360万円未満相当世帯の子ども

##### 年収360万円未満相当世帯の考え方

1号認定児童の世帯及び2号認定児童のうちひとり親等世帯の場合

・・・世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満

2号認定児童のうちひとり親等世帯以外の場合

・・・世帯の市町村民税所得割合算額が57,700円未満

※「ひとり親等世帯」とは、P7参照

#### ◆所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

##### 第3子以降の考え方

1号認定児童・・・小学校3年生までの範囲で第3子

2号認定児童・・・小学校就学前の範囲で第3子

## 1号認定児童の預かり保育について

1号認定児童が教育標準時間前後に預かり保育を利用する場合（P2「利用時間の例」参照）、保育料のほかに預かり保育料が発生します。

保護者が保育を必要とする事由（P2参照）に当てはまる場合、預かり保育料が一部無料となります。該当する場合、手続きが必要です。

### 1 無償化の対象範囲

年齢	条件	無償化上限額
3歳（年少）以上の子ども	保育の必要性	①11,300円（月額） （日額450円）
満3歳になってから最初の3月31日 を迎えるまでの子ども（満3歳児）	保育の必要性 市町村民税非課税世帯	②16,300円（月額） （日額450円）

### 2 必要な手続き

下記書類を、施設又は市子育て推進課にご提出ください。

◆子育てのための施設等利用給付認定申請書

◆保育を必要とする理由に応じた添付書類（P4参照）

### 3 無償化上限額について

無償化上限額は「①または②の金額」と「日額450円×利用日数」のいずれか低い金額です。

上限額を超えた分は、施設へお支払いいただきます（市外施設を利用の場合、取扱いが異なる場合があります）。

## 保 育 所 等 利 用 調 整 基 準 表

児童氏名		男・女	年 月 日生	4/1現在 歳
------	--	-----	--------	---------

### (1) 利用基準指数

基準 番号	保護者の状況		基準指数	
	類型	細分	父	母
1	居宅 外労働	1日8時間以上の就労を常態又は月160時間以上の就労を常態	14	14
		1日7時間以上の就労を常態又は月140時間以上160時間未満の就労を常態	12	12
		1日6時間以上の就労を常態又は月120時間以上140時間未満の就労を常態	10	10
		1日5時間以上の就労を常態又は月100時間以上120時間未満の就労を常態	8	8
		1日4時間以上の就労を常態又は月64時間以上100時間未満の就労を常態	6	6
	自営業	1日8時間以上の就労を常態又は月160時間以上の就労を常態	14	14
		1日7時間以上の就労を常態又は月140時間以上160時間未満の就労を常態	12	12
		1日6時間以上の就労を常態又は月120時間以上140時間未満の就労を常態	10	10
		1日5時間以上の就労を常態又は月100時間以上120時間未満の就労を常態	8	8
		1日4時間以上の就労を常態又は月64時間以上100時間未満の就労を常態	6	6
2	居宅 内労働	1日8時間以上の就労を常態又は月160時間以上の就労を常態	12	12
		1日7時間以上の就労を常態又は月140時間以上160時間未満の就労を常態	10	10
		1日6時間以上の就労を常態又は月120時間以上140時間未満の就労を常態	8	8
		1日5時間以上の就労を常態又は月100時間以上120時間未満の就労を常態	6	6
		1日4時間以上の就労を常態又は月64時間以上100時間未満の就労を常態	4	4
	内職	1日8時間以上の就労を常態又は月160時間以上の就労を常態	6	6
		1日6時間以上の就労を常態又は月120時間以上140時間未満の就労を常態	5	5
3	妊娠・出産	産前8週・産後10週	/	10
4	疾病等	入院	14	14
		概ね1ヵ月以上常時臥床者	14	14
		医師が概ね1ヵ月以上加療(安静)を要すると診断した者	10	10
		比較的軽症だが、定期的に通院等を要する者	5	5
	障がい	身体障がい者手帳1・2級又は療育手帳A	14	14
		身体障がい者手帳3・4級又は療育手帳B	6	6
		身体障がい者手帳5・6級	4	4
5	介護・ 看護等	病院等付添	10	10
		常時臥床で身辺自立の不可能の者を介護している場合	10	10
		通院付添や身辺自立可能者の介護を1ヵ月以上行う場合	4	4
6	災害復旧	災害復旧等に当たっている場合	14	14
7	求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合	3	3
8	就学	就学している場合	6	6
9	虐待・DV	虐待やDV等、児童の保護が必要な場合	14	14
10	育休継続利用	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合	6	6
11	特例	保護者不在(離婚・死別・単身赴任等)	14	14
12		その他市長が特別と認めた場合	14	14

## (2) 家庭等の状況における調整指数

調整項目		調整指数		
		父	母	
家庭の状況 (※1)	ひとり親で同居親族がいない	+5		
	ひとり親で同居親族がいる	+3		
	同居祖父の状況	祖父が65歳未満で無職(障がい等の場合除く)	-3	
		祖父が65歳未満で内職	-1	
	同居祖母の状況	祖母が65歳未満で無職(障がい等の場合除く)	-3	
		祖母が65歳未満で内職	-1	
	別居祖父母の状況	65歳未満の別居の祖父母(置賜3市5町居住)が未就労(障がい等の場合除く)	父方-1	母方-1
		父方及び母方の祖父母が置賜地方(3市5町)以外に居住(不在含む)	+1	
	その他同居親族の状況	その他同居親族が65歳未満で無職	-2	
		その他同居親族が65歳未満で内職	-1	
児童数	18歳以下の児童数が4人以上	+1		
世帯構成	父母のみの世帯(核家族世帯)	+1		
兄弟の状況	在園児の兄弟姉妹(※2)	+4		
	兄弟姉妹が同時に利用申込み(※3)	+3		
	兄弟姉妹で別々の保育所に通園し、同じ保育所へ転園希望(※4)	+2		
その他の調整	前年度入所申込者で待機となっている者のうち、8月までに入所申込みしている(※5)	+1		
	生活保護世帯で求職中の場合	+1		
	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+1		
	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	+2		
	子どもが障がい有する場合	+1		
	育児休業明けで特に保育が必要と認められる場合	+1		
	保育士・保育教諭として保育所等に勤務する場合	+1		
	小規模保育事業などの卒園児童(※6)	+1		

## 注釈

- ※1 世帯分離をしていても住所が同じ、若しくは敷地内別居である場合、同居とみなす。
- ※2 兄弟姉妹(卒園予定児童は除く)がすでに利用中の施設に新規入所を希望する場合。小規模保育事業等の卒園による転所含む。
- ※3 同時新規入所又は小規模保育事業等の卒園により同時入所希望の場合。
- ※4 現在入所中の施設に継続入所可能な場合で、転所希望の場合。
- ※5 前年度入所希望月が10月までの者とする。
- ※6 対象月齢が2歳児までの認可保育所等の卒園児童を含む。

審査結果	基準点数	-調整指数	+調整指数	合計点数	基準番号	
					父	母
特記事項						

## 同一指数時の優先順位

順位	内容
1	長井市民(転入予定含む)
2	利用基準指数の点数が高い世帯
3	保育の協力者(市内在住の祖父母等)がいない世帯
4	保育を必要とする事由の優先順位 1災害、2虐待・DV、3疾病または障がい、4就労(居宅外労働)、5就労(居宅内労働)、6妊娠・出産、7介護・看護等、8就学、9求職
5	家庭状況、就労状況等を総合的に考慮した結果、より保育の必要性があると認められる世帯

## 保育所等の利用にあたっての確認事項

保育所・認定こども園等利用にあたって、確認いただきたい事項となりますので、ご確認ください。

<b>申し込みされるすべての方へ</b>	
1	利用申し込みにかかる提出書類はそろっていますか <input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等利用（調整）申込書 <input type="checkbox"/> 保育の必要性を確認する書類（就労証明書等）※2・3号認定のみ <input type="checkbox"/> マイナンバー（個人番号）記入用紙 <input type="checkbox"/> 保育所等利用申込確認票・同意書
2	申込内容が事実と異なる場合、入所内定、決定等を取り消すことがあります。
3	申請内容（住所、家族構成、勤務先、児童の健康状況等）に変更がある場合は、子育て推進課にご連絡ください。
4	原則として、年度途中の施設の変更はできません。
5	お子様の健康・発育状況から特別な支援が必要な場合やアレルギーによる食事制限など対応が必要な場合、 <b>申込書内「児童の健康状況等」部分に必ず記載いただくとともに、利用申し込みの際にご説明ください。</b> お子様の健康状況、アレルギーの内容によってはご利用できない施設もあります。
6	お子様の発育・発達を継続して支援するため、市健康スポーツ課、市子育て推進課、保育所等関係機関と入所施設において、お子様の発育状況に関する情報（健診受診状況、受診結果、施設での様子など）を共有する場合があります。 なお、取得した情報は保育の実施のみに使用します。
7	保育料及び副食費徴収の判定については、基本的には父母の税額の合計に応じて決定します。ただし、父母の収入額が一定額に満たない場合は、同居している祖父母等の税額を合算し算定する場合があります。
8	保育所等をきょうだいで利用する場合、 <b>小学校就学前までの範囲内</b> で、最年長の子どもから順に2人目半額、3人目以降無料となります。 なお、低所得世帯及びひとり親等世帯については、軽減措置があります。
9	保護者の皆さまに負担していただく保育料や副食費は、保育所等で日々保育を行うために必要な経費の一部となるものです。保育料及び副食費等の納入につきましては、期限までに必ず納付くださいますようお願いとご協力をお願いいたします。
10	マイナンバー（個人番号）の提出について、通知カード等を紛失した等の理由によりマイナンバーの記入ができない場合、確認書類の提示が困難である等の理由により確認できない場合は、市が保有する公簿等により確認します。
<b>保育認定（2・3号認定）を希望される方へ</b>	
11	第1希望の施設に入所できない場合もあります。利用希望施設には、通所可能な施設をすべてご記入ください。
12	保育所等利用申込書に記載された希望施設以外に入所決定となる場合のみ、決定通知送付前に個別にご連絡いたします。
13	求職中の入所期間は3か月間です。入所したら3か月以内に就労を開始し、「就労証明書」を提出してください。
14	保育を必要とする事由が「妊娠・出産」の場合、保育施設を利用できる期間は、最長で出産予定月とその前後2か月の計5か月以内です。
15	在園中、第2子等の出産により育児休業を取得する場合、保育の必要量が「短時間」に変更となりますので、子育て推進課にて手続きが必要です。
16	保育所等利用申込書及び添付書類については、児童に関する資料として、施設に写しを送付します。
17	翌年度の利用調整の結果につきましては、1月中旬に送付いたします。（市外施設希望の場合は、市外自治体からの回答次第となるため、2月以降となります） 5月以降入所希望の場合、前月上旬を目安に結果をご連絡します。

## 保育所・認定こども園等について

### 保育所とは・・・

保護者が仕事や病気などのため、家庭でお子さんを保育できないとき、保護者に代わって養護と教育の場を提供する児童福祉施設です。認可保育所は、保育を必要とする場合に申込みができます。(P2参照。)

「集団生活に慣れさせる」、「下の子の面倒を見るために上の子を入所させる」などは保育を必要とする理由には該当しません。

### 認定こども園とは・・・

就学前の保育・教育を一体的に行う施設です。認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがあります。

「幼保連携型」は、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプです。

「幼稚園型」は、認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプです。

### 地域型保育事業とは・・・

原則0～2歳児を対象とした比較的小規模な保育事業です。地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指し4つの事業類型があります。長井市での該当事業は、家庭的保育事業です。

保育所・認定こども園等一覧（各施設の保育時間は延長保育を含んだ時間です。）

【認可保育所】・・・入所申込み先：市役所子育て推進課

施設名	定員	利用できる 認定区分	年齢 (4/1 現在)	保育時間 ( )内は土曜日	電話	住所
はなその保育園	120	2・3号	4か月 ～5歳	7:30～19:10 (7:30～18:30)	84-1474	清水町 1-24-5
白ゆり保育園	89	2・3号	4か月 ～5歳	7:30～19:00 (7:30～18:30)	84-1657	十日町 2-4-13
星の子保育園	69	2・3号	45日 ～5歳	7:20～19:00 (7:20～18:30)	87-1660	神明町 4-14
おひさま保育園	50	3号	2か月 ～2歳	7:20～19:00 (7:20～18:20)	88-2362	花作町 10-27-31

【認定こども園】・・・入所申込み先：施設または市役所子育て推進課

施設名	定員	利用できる 認定区分	年齢 (4/1 現在)	保育時間 ( )内は土曜日	電話	住所
認定こども園 長井めぐみ幼稚園 (幼保連携型)	100	2・3号	3か月 ～5歳	7:30～19:00 (7:30～18:30)	(乳児部) 87-0312	屋城町 6-58
	15	1号	満3歳 ～5歳	7:30～19:00 (土曜休園)	(幼児部) 88-1745	
認定こども園 小桜幼稚園 (幼稚園型)	30	2号	3歳 ～5歳	7:30～18:30 (7:30～18:30)	88-2481	中道 1-7-5
	35	1号	満3歳 ～5歳	7:30～18:30 (7:30～18:30 (希望制))		
認定こども園 白山こども園 (幼保連携型)	119	2・3号	2か月 ～5歳	7:20～19:00 (7:20～18:30)	84-6096	館町南 16-18
	12	1号	満3歳 ～5歳	7:20～19:00 (7:20～19:00 (希望制))		

◆1号認定希望の場合は、施設に直接お申し込みください。

◆長井めぐみ幼稚園を第一希望とする場合、施設に直接お申し込みください。

【地域型保育事業：家庭的保育事業所】・・・利用申込み先：市役所子育て推進課

施設名	定員	利用できる 認定区分	年齢 (4/1 現在)	保育時間 ( )内は土曜日	電話	住所
家庭的保育ルーム ひよっこ	5	3号	2か月 ～2歳	7:30～19:00 (土曜休園)	84-0597	成田 1662